税と地域の情報誌

# SHINJUKU

5
2020
vol.207

企業にも街にも活気　地域をつなぐ法人会

## 小冊子プレゼント

「令和２年度 ここが変わる！
ことしの税制改正」

公益社団法人 新宿法人会

税と地域の情報誌
SHINJUKU
5月号 vol.207

CONTENTS

**社会貢献活動報告**
図書寄贈…… 1
使用済み切手・外国コインの寄贈…… 2

**法人会税制改正に関する提言の主な実現事項**…… 3・4

**小冊子プレゼント**…… 4

**政府系金融機関、支援機関等の施策のご案内**
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける皆様へ…… 5～7

**『公益目的事業のための寄附金』のご報告**…… 7

**新会員紹介／福利厚生セミナー**…… 8

**研修会だより**
中部１ブロック　研修会・交流会 …… 9

**部会だより**
青年部会 内部講師研修会・交流会／新友会 東京国税局部長講演・税務研修会
…… 10

**連載 税金なんでも Q&A** Vol.28
金地金の取引における消費税の改正について…… 11

**税務署だより**
PRIDE of the SPECIALIST
公平な世の中を創る、志…… 12

**都税事務所からのお知らせ**
特別法人事業税の創設及び税率改正後「初年度」の予定申告について…… 13

**通常総会延期のお知らせ／5月・6月 法人会イベント／おすすめ本／珈琲タイム** …… 14

表紙イラスト・
松井伸佳（まつい　のぶよし）

1956年生まれ・武蔵野美術短期大学卒業。1981年小島良平デザイン事務所を経て、フリーランス・イラストレーター。リアル表現を柱に広告・パッケージ媒体において、手描きスタイルに拘って活動中。日本デザイン福祉専門学校講師(グラフィックデザイン学科・デッサン担当)

**新宿の街の風景２**
― 青梅街道架道橋 通称「新宿大ガード」―

# 図書寄贈を新宿区立西戸山小学校と新宿区立新宿養護学校に行いました

社会貢献活動の一環として、本部・青年部会（各年２回）と中部ブロック・新宿優申会（各年１回）で行っているチャリティゴルフで集まったお金で、学校側が希望する図書を寄贈いたしました。

## 西戸山小学校

**大型絵本・紙芝居・童話など計10冊**

## 新宿養護学校

**大型絵本・辞典・学習ビデオ・パネルシアターなど計26冊**

管内の区立小学校（16校）と特別支援学校（１校）への図書寄贈が一巡しましたので、令和２年度からは学校側の要望を踏まえ年間４校に５万円ずつ学校側が希望する物（図書・楽器など）を寄贈したいと考えております。今後ともご協力をよろしくお願いいたします。

# 社会貢献活動報告

## 使用済み切手 約10.8kg（約54,220枚）と外国コイン 646gを寄贈いたしました

令和元年度に皆様からお寄せいただいた使用済み切手は社会福祉法人新宿区社会福祉協議会を通じて、外国コインは直接公益社団法人日本キリスト教海外医療協力会（以下JOCS）へ寄贈いたしました。ご協力いただきました皆様に御礼申し上げます。

これらの切手は収集家に換金され、アジアやアフリカの国々で保健医療サービスが受けにくい地域で働く保険医療従事者の奨学金となり、その地域の保健医療レベルの向上に役立っております。
平成 30 年度の換金額は 2,425 万円になりました。

**使用済み切手**
約5,000枚（約1kg）でタンザニアの看護学生1人の1年分の教科書代になります。

**使用済み切手**
約12,000枚（約 2.4kg）でインドネシアの助産師学校で1ヶ月分の授業料になります。

**使用済み切手**
約20,000枚（約4kg）でウガンダの助産師学校で1人の半年分の実習費になります。

### 使用済み切手の手順

1. 送れない（破れた・折れた・汚れた・欠けた）切手は省く
2. 切手を切り取る
   - 切手のまわり1cmくらいを残して切り取る
   - 無理して消印スタンプを残す必要はありません。もし、1cm+少しの余白で消印が残る場合はなるべく残してください

3. 日本と外国の切手に分ける

4. 法人会へ送る・届ける

この後JOCSの

5. ボランティアさんにより整理・仕分け・箱詰め・発送される

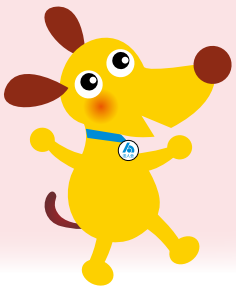

今年度も引き続き「使用済み切手・外国コイン」の収集にご協力をお願いいたします。
未使用切手や外国紙幣も受け付けております。

### 令和元年度 使用済み切手・外国コイン収集にご協力頂いた皆様

| 寄贈者一覧 | |
|---|---|
| アールシーソリューション 株式会社 | 新宿東部 株式会社 |
| 株式会社 亜細亜電機製作所 | 株式会社 セーフティ |
| 株式会社 アドバンス都市開発 | 株式会社 タカノフルーツパーラー |
| 株式会社 アリガ | 竹田商事 株式会社 |
| 株式会社 アリミノ | 株式会社 チェックメイト |
| 税理士法人 Ａｒｚｔ | 株式会社 竹宝商会 |
| イナバ商事 株式会社 | 司環境計画 株式会社 |
| オーディエンジニアリング 株式会社 | 東京音響 株式会社 |
| 有限会社 岡崎ビル | 東京化学塗料 株式会社 |
| 株式会社 小田急百貨店 | 株式会社 東京計量器本社 |
| 株式会社 加丸屋商事 | 東京タイル 株式会社 |
| 株式会社 カワダ | 東照産業 株式会社 |
| 関東石油 株式会社 | 一般社団法人 戸塚落合経営協議会 |
| 株式会社 喜久屋 | 株式会社 なりたや |
| 株式会社 紀伊國屋書店 | 株式会社 新村本社 |
| 有限会社 欅式典 | 日本化成サービス 株式会社 |
| 株式会社 光涼 | ハイネス管理 株式会社 |
| (株) コンピューターマネジメントセンター | 株式会社 馬場ガラス店 |
| 有限会社 桜通小西商店 | 株式会社 本間興産 |
| 三信商事 株式会社 | 有限会社 ミート竹井 |
| 山王工業 株式会社 | 明宝 株式会社 |
| サンメイクジャパン 株式会社 | 山木 洲一 |
| 株式会社 塩田屋 | 株式会社 らんざん |
| 下村装飾 株式会社 | 有限会社 隆栄 |
| 株式会社 信英堂 | 株式会社 ロメオ |
| 株式会社 シンクタンクマインドズーム | 株式会社 若松屋 |
| 株式会社 新宿高野 | 有限会社 わたなべ |

# 法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和２年度税制改正では、持続的な経済成長の実現に向け、オープンイノベーションの促進及び投資や賃上げを促すための税制上の措置が講じられました。さらに、経済社会の構造変化を踏まえ、全てのひとり親家庭の子どもに対する公平な税制を実現するとともに、NISA制度の見直し等が行われました。

法人会では、昨年９月に「令和２年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小法人向け税制措置の適用期限延長など法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

## 法人課税

### １．少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置

**法人会提言**

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和２年３月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

**改正の概要**

適用対象から、連結納税制度適用事業者及び従業員500人超の法人が除外されたうえで、適用期限が２年延長されます。

### ２．交際費課税の適用期限延長

**法人会提言**

交際費課税の特例措置については、適用期限が令和２年３月末日までとなっていることから、その延長を求める。

**改正の概要**

・中小法人の交際費課税の特例措置（定額控除限度額800万円まで損金算入可）の適用期限が２年延長されます。
・交際費等のうち接待飲食費の50％までを損金算入できる特例措置については、対象法人から資本金の額等が100億円を超える法人が除外されたうえで、適用期限が２年延長されます（中小法人の交際費課税の特例措置との選択適用）。

## 消費課税

### １．消費税の確定申告書の提出期限

**法人会提言**

消費税の確定申告書の提出期限は、前述の法人税の確定申告書の提出期限に合わせ、課税期間終了後３か月以内（現行２か月以内）とすること。
なお、上記改正が行われるまでの間においても、法人税の申告期限の延長特例を受けている法人については、消費税についても申告期限の延長を認めること。



新型コロナウイルスに対する支援施策についてはＰ５へ

改正の概要

法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例を受ける法人について、消費税の申告期限を１月延長する特例が創設されます。

## そ の 他

### １. 地方のあり方

**法人会提言**

地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。

改正の概要

地方拠点強化税制の適用期限が２年延長されます。また、雇用促進に係る税制措置について、移転型事業の上乗せ措置における雇用者１人当たりの税額控除額が拡充されます。

### ２. 電子申告

**法人会提言**

国税電子申告（ｅ－Ｔａｘ）の利用件数は年々拡大してきているが、さらなる促進を図る観点から、制度の一層の利便性向上と、地方税の電子申告（ｅＬＴＡＸ）とのシステム連携を図る必要がある。

改正の概要

振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出について、e-Taxにより申請等を行うことが可能となります。

## 法人会から小冊子プレゼント

**令和２年度 ここが変わる！**

# ことしの税制改正

イノベーション強化に向けた取組み
・オープン・イノベーションに係る措置の創設
・5G導入促進税制の創設

連結納税制度の見直し

未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直し

居住用賃貸建物の取得等に係る消費税の仕入税額控除制度等の適正化

などの主要改正事項を収録

もくじ

Ⅰ 法人にかかる税制はここが変わる！
Ⅱ 個人にかかる税制はここが変わる！
Ⅲ 土地・住宅にかかる税制はここが変わる！
Ⅳ 国際的な税制はここが変わる！
Ⅴ その他の税制はここが変わる！

ご希望の方は法人会事務局（平日午前９時～午後５時）まで、メール、FAX または電話にてお申込ください。
(1) 申込者名（法人の場合は、会社名とご担当者名）
(2) 連絡先 TEL・FAX　(3) 小冊子郵送先住所
(4) 希望の小冊子名及び必要部数　※１タイトルにつき２冊まで
以上をお知らせください。
本の引き渡しはメール便にて対応させて頂きます。

**その他の小冊子もプレゼントしております。詳しくは新宿法人会ホームページをご覧ください**

**先着100名様**

新宿法人会　検索

FAX 03(3371)3834　TEL 03(3371)3821
MAIL info@shinjuku-hojinkai.or.jp

# 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける皆様へ（4/10現在）

## 政府系金融機関、支援機関等の施策のご案内

### 資金繰り支援内容一覧 ＜https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html＞



### 1．融資（最長5年間元本返済不要、金利負担実質ゼロ、担保不要）

**❶日本政策金融公庫による新型コロナウイルス感染症特別貸付＜限度額3億円＞**
業況が悪化（売上高５％減以上）した事業者に対する融資枠別枠の創設。
【連絡先】事業資金相談ダイヤル：0120-154-505　　休日相談窓口：0120-327-790

**❷商工組合中央金庫による危機対応融資＜限度額3億円＞**
【連絡先】0120-542-711（平日・休日共通）

**❸日本政策金融公庫によるセーフティネット貸付＜限度額7.2億円＞**
外的要因により、一時的に業況が悪化した事業者向け融資において、要件「売上高5%減」といった数値目標を緩和。

**❹生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付＜限度額6,000万円＞**（生活同業組合員向けの追加枠）
・衛生環境激変対策特別貸付　別枠　飲食業／1,000万円　旅館業／3,000万円
・生活衛生改善貸付　別枠　1,000万円

**❺特別利子補給制度（❶～❹の制度を実質無利子化する制度）**
【❶、❸～❺相談窓口】日本政策金融公庫　事業資金相談ダイヤル：0120-154-505　休日相談窓口：0120-327-790
【全般相談窓口】中小企業金融相談窓口：03-3501-1544（平日、休日共通）

**❻上記❶、❷について既往債務の借換も可能として、実質無利子化する**
（実質無利子化の限度額1億円／借換限度額３億円）

### 2．信用保証

**❶セーフティネット保証４号・５号（一般保証枠2.8億円と別枠で保証枠2.8億円を設定）**
※セーフティネット貸付要件も緩和済み。

**❷危機関連保証（一般保証枠と別枠で保証枠2.8億円）**
【❶、❷相談窓口】東京信用保証協会（最寄の支店が窓口となります）
⇒https://www.cgc-tokyo.or.jp/cgc_covid-19_info_2020-3.pdf
新宿支店　03-3344-2251　※休日相談窓口：03-3272-3002

### 3．小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）の金利引下げ

【相談窓口】日本政策金融公庫の本支店または最寄の商工会・商工会議所

### 4．新宿区の支援

**❶特別融資**　商工業緊急資金の斡旋（限度額500万円／無利子）
【相談窓口】産業振興課産業振興係（西新宿6-8-2 BIZ新宿４階）03-3344-0702

**❷個人向資金貸付**
◇緊急小口資金（生計維持貸付を必要とする世帯／限度額10万円／無利子）
◇総合支援資金（日常生活維持の困難世帯／限度額月20万円／無利子）
【相談窓口】新宿区社会福祉協議会（高田馬場1-17-20）03-5273-3546　https://www.shinjuku-shakyo.jp

### 5. 民間金融機関の無利子・無担保融資（補正予算成立後4月下旬）

都道府県等による制度融資を活用し、民間金融機関にも実質無利子・無担保・保証料減免する個人事業主、中小企業向け融資スキームを創設（限度額3000万円）

※信用保証付きの既往債務の借換可能

【相談窓口】中小企業 金融・給付金相談窓口：03-3501-1544

### 6. 持続化給付金（補正予算成立後4月下旬）

特に大きな影響（前年同月比売上減50%以上等）を受けている事業者に対して、事業全般に幅広く使える給付金の支給（法人200万円以内、個人事業者100万円以内）

【相談窓口】中小企業 金融・給付金相談窓口：03-3501-1544

### 7. 感染拡大防止協力金（東京都）

【概　要】都の要請や協力依頼に応じて、緊急事態措置期間中、全面的に協力頂ける事業者への協力金

【支給額】50万円（２店舗以上有する事業者　100万円）

## 経営環境の整備

### 1. 雇用調整助成金の特例措置

一時的に休業、教育訓練又は出向を行い労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成

【厚労省HP】https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

【相 談 窓 口】東京労働局　新型コロナ感染症の影響による特別労働相談窓口
https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/topics/coronaviruskankei.html
ハローワーク助成金事務センター：03-5337-7418

### 2. 休業や労働時間変更への対応

【厚労省HP】https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00007.html

### 3. 厚生年金保険料等の猶予制度

一定の要件に該当する場合、納付期限から６ヶ月以内に申請し、換価の猶予が認められる

【相 談 窓 口】新宿年金事務所 03-5285-8611　中野年金事務所 03-3380-6111　杉並年金事務所 03-3312-1511

### 4. 税務申告・納付期限の延長

①申告所得税、個人事業者の消費税、贈与税を4月16日（木）まで延長。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難な方については、期限を区切らずに、4月17日（金）以降であっても柔軟に確定申告書を受け付けることといたしました。

②①に伴い振替日についても所得税は5月15日、消費税は5月19日まで延長（相談は事前予約制）。

【国税庁HP】https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kansensho/kigenencho.htm

【相 談 窓 口】新宿税務署 03-6757-7776（個人課税部門）

### 5. 国税、地方税の猶予制度

【国税庁HP】https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

【東京都主税局HP】https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/new_virus_leaf.pdf

※各種支援施策が今後予定されており、定期的な閲覧が必要です。

### 6. 事業継続緊急対策（テレワーク）助成金

感染症の拡大防止対策でテレワークを導入する場合、その機器・ソフト等の導入費用を助成

補助金額：最大250万円　補助率100%　※2020TDM推進プロジェクト参加要

【相 談 窓 口】東京しごと財団　雇用環境整備課　https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/

※当該施策は3月31日付一旦終了しておりますが、追加された際は別途案内します。
テレワークの助成金についてはその他類似施策があるため参照下さい。

**全ての法人会会員企業の皆様とそのご家族の皆様がご利用可能。（福利厚生制度のご加入にかかわらず）**

**無料**

## 新型コロナウイルス 健康相談ダイヤル

経験豊かな看護師や保健師が**土・日・祝日を含む24時間体制**で**新型コロナウイルスに関するご相談に対応**させていただきます。

相談事例

**0120-102-297**

- 受付期間：2020年4月6日～2020年6月30日
- 受付時間：24時間（土・日・祝日を含む）
- サービス提供会社：ティーペック株式会社
  http://www.t-pec.co.jp/

「新型コロナウイルス」の相談については、厚生労働省や国立感染症研究所のガイドラインに沿った回答となります。「新型コロナウイルス」による「ロックダウン」などによりご相談をお受け出来ない場合もあります。
また、保険加入や給付金など保険に関するご相談はお受けできませんので、その際はご了承ください。

厚生労働省のホームページ 新型コロナウイルス感染症についてもご参照ください。
厚生労働省　新型コロナウイルス　Q&A　検索

提供：法人会　DAIDO 大同生命保険株式会社　AIG AIG損害保険株式会社

# 『公益目的事業のための寄附金』のご報告

**ご寄附を賜りました皆様に、心から御礼申し上げます。**

**法人 9 社　個人 5 名　総額 63 口　315,000 円**

**寄附金をお寄せいただいた皆様**

**法　人**

旭商事　株式会社
株式会社　アドバンス都市開発
MSP　株式会社
株式会社　新宿区新聞社
株式会社　チェックメイト
マエダ綜建　株式会社
株式会社　槇商会
株式会社　弥生共済会
株式会社　若松屋

**個　人**

青木　公治
川鶴　信行
倉田　次男
長谷部　啓
堀越　伸一

御社名・御芳名のみ掲載させて頂いております（敬称略・五十音順）



新型コロナウイルスに対する支援施策についてはＰ５へ

## 新会員ご紹介

令和2年2月1日～3月31日

| 法人名 | 住所 | 事業内容 | 所属支部 |
|---|---|---|---|
| (公社)東京都宅地建物取引業協会　開業支援センター | 西新宿3-1-2 | 宅地建物取引業協会 | 西新宿第2支部 |
| (株)ピー・エイチ・イー | 西新宿3-1-5 | 設計監督者業 | 西新宿第2支部 |
| (株)シャムス | 西新宿4-14-4 | 翻訳 | 西新宿第2支部 |
| (同)サイプレス | 西新宿7-4-7 | ＩＴ・システム関連 | 西新宿第4支部 |
| (同)ななみすぽっと | 西新宿7-4-7 | ＷＥＢ系代行業務・制作全般 | 西新宿第4支部 |
| 三ッ輪産業(株) | 西新宿8-14-24 | ガス・石油・電気等の販売 | 西新宿第5支部 |
| (有)デュードランチ | 西新宿8-15-3 | 不動産管理 | 西新宿第5支部 |
| 千歳工業(株) | 北新宿1-6-11 | 左官工事業 | 北新宿支部 |
| ジャパンマネーエクスプレス(株) | 百人町1-10-7 | 資金移動業 | 百人町支部 |
| MO(株) | 百人町1-10-11 | タイ料理レストラン | 百人町支部 |
| (株)クレド建物 | 百人町2-27-4 | 不動産業 | 百人町支部 |
| (株)たつはる | 百人町2-27-4 | | 百人町支部 |
| (同)ワンズ | 大久保1-14-20 | 飲食店の経営 | 大久保支部 |
| Goplay Network Technology(株) | 大久保2-32-3 | ＩＴ事業 | 大久保支部 |
| (株)にんじんや高田馬場 | 高田馬場1-27-6 | 飲食業 | 高田馬場東支部 |
| (株)みらい人事 | 高田馬場1-31-8 | 有料職業紹介事業 | 高田馬場東支部 |
| (株)アニケン | 高田馬場1-31-8 | アニメーションの企画制作 | 高田馬場東支部 |
| (株)ソフトガーデン | 中落合1-17-5 | 不動産管理・不動産投資 | 落合第1支部 |
| (有)河村紙工所 | 西落合1-17-18 | 製本業 | 落合第2支部 |
| 第二アピタシオン落合管理組合 | 西落合3-1-24 | マンション管理 | 落合第2支部 |
| (同)桜華 | 上落合1-23-1 | | 落合第3支部 |
| アイメスホールディングス(株) | 中井2-10-8 | | 落合第3支部 |
| (有)エム・アイ | 千代田区神田神保町1-14-9 | | 地区外 |
| (株)アーネスト | 台東区寿3-9-5 | | 地区外 |
| (有)橋本荷札製造所 | 江東区永代2-7-1 | 荷札・下げ札製造 | 地区外 |
| (株)フレッシュホームメイドキッチン | 天神町66-10 | 食品製造移動販売 | 地区外 |
| (株)ライフスタート | 中野区東中野3-16-8 | | 地区外 |
| (株)東京ビジネスカーシェアリング | 豊島区池袋本町4-7-13 | レンタカー及びリース | 地区外 |
| (株)大合 | 豊島区南池袋4-19-9 | | 地区外 |
| (株)池勘 | 豊島区南長崎1-3-7 | | 地区外 |
| (株)中村製作所 | 川口市上青木2-15-18 | 歯車製造加工 | 地区外 |

## 福利厚生セミナー

▶AIG損害保険株式会社共催

# 首都直下地震災害に備える

### ＢＣＰ(事業継続計画)対策はできていますか？

▶講師
**平田 直** Hirata Naoshi
東京大学地震研究所教授
地震予知研究センター長
(一社)防災教育普及協会会長

開催日時：令和2年2月21日（金）　15:00～16:30
会　　場：新宿法人会館　3階会議室
参加人数：41名

30年以内に南関東のどこかでマグニチュード（M）7程度の地震が70%と高い確率で発生すると考えられており、内閣府中央防災会議では都心南部直下でM7.3の地震が発生すれば、最悪の場合で2万3千人が犠牲になり、61万棟が全壊・焼失すると想定しています。

そこで、当会では内閣府中央防災会議委員で東京大学地震研究所教授の平田 直氏を講師にお招きして、AIG損害保険㈱と共催でBCP対策セミナーを開催いたしました。

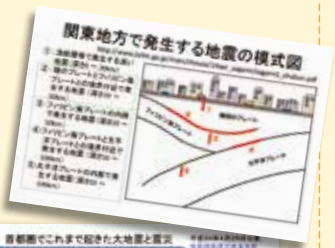


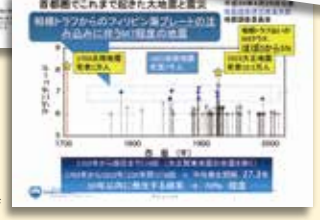

©2020 Naoshi Hirata,
Earthquake Research Institute,
The University of Tokyo
National Research Institute for
Earth Science and Disaster Resilience

出典：地震調査研究推進本部 地震調査委員会

最初に近年発生した山形県沖の地震（2019年）、北海道胆振東部地震（2018年）、大阪府北部の地震（2018年）、熊本地震（2016年）での規模やそれぞれの地震の特徴、また被害状況の違いなどを詳細に解説いただきました。その後、2011年の東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）の大きさや被害状況、今後発生する恐れのある南海トラフ地震は更なる被害を生む可能性があると語られました。また、先生からM6クラスは月に1回、M7クラスは年に1～2回発生していることが報告されると、参加者は日本が地震大国であると改めて強く感じ、不安を抱いた様子でした。そこで、先生は「地震を減らすことはできないが、震災を減らすことはできる」と強く語られました。

最後に震災を減らすために「防災リテラシー※」についてお話いただきました。まず、J-SHIS（地震ハザードステーション）を活用して自分の職場や居住しているところがどのような被害が想定されているかを確認。次に想定される被害に対する対策（建物耐震性強化、出火防止対策強化など）を行い事前防災に取組み被害を減らす。「それでも被害をなくすことはできない。地震は予知できないから常に地震に備える心構えが重要だ」と参加者に呼掛け、90分の講演はあっという間に終わりを迎えました。

※正しく防災を理解する能力、災害から生き延びる力

研修会だより

中部1ブロック 研修会交流会

開催日時：令和２年２月13日（木）　17：00～20：00
会　　場：新宿法人会館　３階会議室
参加人数：41名

＼働き方改革のウラで／

# 人事･労務トラブルの理解と解決の仕方を考える。

## ～ 経営者の事例発表&産業・組織心理学からのアプローチ ～

ファシリテーター
facilitator
目白大学心理学研究科教授
公認心理士　臨床心理士
**原 裕視**（はら ひろみ）氏

近年、働き方改革をすすめる社会の現場で起きる人事･労務トラブルについてファシリテーターに原先生を迎え、３企業のパネリストが事例を発表、参加者が意見･質問するディスカッション方式で開催しました。

初めに原先生から現在の急激な社会変化に伴い、企業・個人を取り巻く環境も変化し、諸法制の改正も多いので、企業も社会の現状を認識して主体的に変化する姿勢が必要とのコメントがありました。

❶**パワーハラスメント**の事例では、「通常の指導をした管理職社員、パワハラだと訴えた社員、双方の当事者に会社が謝罪した」と発表しましたが、「何を謝罪したのか」と質問があり、パネリストからパワハラを訴えた社員には、「事案を社員が訴えるまで会社が気付かなかった点」、管理職社員には、「教育指導が徹底されていない社員を指導下に配属した点」を双方に謝罪と回答。原先生から「何で会社が謝るのか」という見解は、会社がパワハラを防ぐことが出来なかった点、法律では会社にハラスメントを防ぐ義務があり、会社が責任を追及される恐れがあるためと指摘されました。

❷**メンタルヘルス**の事例では、新卒採用で４月に入社、６月まで外部研修を行い、配属後すぐに鬱と診断され休職となったと発表。「就業規則で休職を６カ月越えた場合は解雇事由にあたるとしていたのに、休職10カ月後に退職としたのはなぜですか」と質問がありました。パネリストから、「社労士・弁護士と相談し、訴訟になると解雇は認められず、本人から退職を決断しない限り、会社を辞めてもらう事は出来ない。会社から解雇とは言えないとして、会社は当事者と何度も話し合いを行い、結果、休職10カ月後に当事者から退職の申出がありました」と回答。原先生から、採用の段階で様々なポジションで活躍できるか検討する必要があり、与えたポジションを社員がこなせない場合はどうするか検討する誠実な対応が企業には必要である。使えない人材はすぐに排除するという姿勢は今の社会は許してくれない。やるべき事をやる体制が必要であると指摘されました。

❸**社内SNSルール**の事例では、1社員が社内SNSに会社批判を投稿したので注意、投稿削除を指示したところ「検閲につき削除」と編集して投稿。それ以降、何人かが会社批判の投稿をする事態になったことが発表されました。「自分の企業では従業員同士でLINEを使って上司から部下に仕事の発信をしている。SNSの利用について就業規則に載せていない。SNS利用のルールをどのように就業規則に載せたらいいのでしょうか」と質問がありました。パネリストから、「社会通念上のルールに沿った内容として、SNSの連絡は原則平日行う。やむなく休日連絡する際には平日確認OKなど必ずコメントを入れるようにする」と回答。原先生からは「SNSは使用のルール化。何のために使うのか共有化が必要」と話されました。

最後にディスカッション終了後、原先生から人事・労務トラブルは、今ある問題に対してどのようになったらいいのか、目の前にあるトラブルがなくなるだけではだめで、何が会社にとって問題で、その問題を社員全員が認識することが重要。問題発信者、管理者、会社それぞれにとって、どういう結果が良いのかの解決案を理解・確認したうえで可能な限りクリアする。正解はないため、現実的対策として落としどころを考える。さらにやるべきことをルーティン化する事によって解決が次第に見えてくるとまとめられました。

他にも掲載以外の参加者多数からも質問意見があり、現代の社会変化や環境の多様化に会社がどのように対応していかなければならないか、再認識するディスカッションになりました。

文：西新宿第４支部　地区部長　榊原 厚樹

**パネリスト**
アールシーソリューション株式会社　代表取締役　**栗山 章**氏（左）
株式会社インテレクト　専務取締役　**丸山 圭一郎**氏（中央）
株式会社アオイシステム　代表取締役　**二上 英河**氏（右）



新型コロナウイルスに対する支援施策についてはＰ５へ

# 部会だより



## 青年部会　内部講師研修会・交流会　開催

開催日時：令和２年２月14日（金）
17：00～20：00
会　　場：新宿法人会館　３階会議室
参加人数：36名

初めに全体会議として、部会報告会・対抗ボウリング大会の日程や租税教室・健康経営について話し合われた後、次の２テーマでご講演いただきました。

### 1.「建設業の光と影 ～新国立競技場は…～」

**講師：副部会長・小松秀之氏**
**小松建設工事株式会社 代表取締役**

新国立競技場については、アーチを作るのはコストが高いとか座席等グラウンドはザハ氏のデザインを踏襲したなど興味深い話を聞くことができました。また、設計の一部と工事を一体の業務として発注するというデザインビルド方式での施工を用いたことで、工場で躯体等を製作して現地で組み立てる事により期間を1/3に縮小でき、１日の作業人数も今までの方法なら4,000人は必要だったものが、2,800人での作業となったそうです。特にその内約200人が女性作業者で、女性専用設備を作るのに貢献したようです。

また、ウォッシュレットがない・通路や椅子が狭い・屋根がないことによる暑さ対策・聖火台はどうするのか・維持費が年間24億円必要となるメンテナンス等々、問題山積のようです。新宿区民として、国立競技場は誇らしい建造物ではあるが、内情を知ると負の遺産にならないか、心配になってきました。

### 2.「消費税申告までのチェックポイントとインボイス制度」

**講師：新宿税務署 法人課税第2部門**
**上席調査官　谷本裕則氏**

これまで消費税は免税点の縮小や課税対象の見直しがあったり、年金・医療及び社会保障・少子化対策に充てると使途が明確化されたり、消費課税の税収構成比率が年々増えてきているそうです。（平成29年度は総税収の1/3）

今後迎える消費税の申告では、軽減税率対象品目の有無や区分記載請求書の記載項目、同じ８％でも旧税率と軽減税率は国と地方の配分が違うことなどをご説明いただきました。

また、インボイス制度について令和３年10月から課税事業者はインボイス発行事業者として登録が出来ること、取引先に免税事業者がいると仕入税額控除が出来ないため取引が中止される可能性があることなどご説明いただきました。

今後もインボイス制度に関しては丁寧な説明が必要であると感じました。

文：青年部会幹事　成田裕司

## 新友会　東京国税局部長講演・税務研修会　開催

開催日時：令和２年２月19日（水）14：00～16：30
会　　場：新宿区立産業会館（BIZ新宿）１階多目的ホール
参加人数：74名
対　　象：国税局調査部所管法人及び資本金１億円以上の法人

### 1.「令和元年度　税制改正について」

調査第一部 調査審理課 主査・遠藤晋介氏よりイノベーション促進のための研究開発税制の見直しや国際課税、外国法人のペーパー・カンパニーの範囲などについてご説明いただきました。

### 2.「e−Tax義務化制度について」

調査第一部 調査開発課 情報技術専門官・水本 直光氏より令和２年４月１日以降に開始する事業年度から義務化されるe−Taxの税目・書類・手続・環境整備などご説明いただきました。

### 3.「消費税の軽減税率制度について」

課税第二部 消費税課 実務指導専門官・山中 英司氏より様々な具体的事例をもとに適用税率の説明や税額計算の注意点、インボイス制度の仕組みなどについてご説明いただきました。

### 4.「生前贈与を活用して、みんな元気に!!」

今年度の東京国税局部長講演は、調査第二部　部長・松田 淳氏に相続税・贈与税の基本的な考え方や仕組み、改革の取組み、生前贈与の活用など幅広くお話いただきました。

亡くなっている方は年々増加傾向にあるが、相続税の課税件数割合は１割に満たない。相続財産の占める割合は、有価証券や現金・預貯金などの流動性資産が以前より増えているとのこと。

また、相続時精算課税などの贈与税は世代を超えた資産移転を後押ししており、更に「教育を受け、身に付いた知識は無くならない財産！」と教育にお金がまわるように制度の見直しが行われていることなどをご説明いただきました。

経営に役立つ小冊子をプレゼントしています！詳しくはＰ４へ

# 税金なんでもQ&A

TAX Question and Answer

vol.28

事業主の方、企業等の経理に携わっている方々からの相談が多い事例を中心に、税理士の山本髙志先生がズバリお答えします。

東京税理士会
新宿支部 副支部長　税理士 **山本 髙志**

平成22年7月から1年間、新宿税務署長を務め、平成23年、税理士事務所を開設。専門誌に、「終末への税務の備え」、「税理士制度クロニクル」、「条説税理士法案内」、「モスの末裔」などを連載。法人会では、「はじめての簿記」講座などの講師を担当。

TEL：03-5989-1846　FAX：03-5989-1847

## 金地金の取引における消費税の改正について

**Q 金地金の密輸に対応するため、消費税の仕入税額控除の改正があったと聞きました。そのことについて教えてください。**

A 消費税率が８％に引き上げられた平成26年ごろから金の密輸が急増したと言われています。金を海外で購入すれば消費税はかかりませんが、それを密輸すると消費税の申告や納付をせずに日本国内に持ち込むことになり、これを売却し消費税額相当分の還付を受けることで利益が生じるという消費税のスキームを悪用するためです。

そこで、令和元年の税制改正において金地金の密輸に対応するための仕入税額控除制度の見直しが行われています。

**Q 具体的にはどのような改正が行われたのでしょうか？**

A 改正前には、密輸品であっても、金地金等の仕入については、課税仕入れ等の事実を記載した帳簿さえ保存していれば仕入税額控除が認められていました。

しかし、平成31年度の改正において、次の2つの改正が図られています。

- 密輸品と知りながら行った課税仕入れについては、仕入税額控除が認められなくなりました。
- 改正前に要件とされていた「帳簿の保存」に加えて、「本人確認書類の写し」の保存が必要とされました。買い取り業者がこれらの書類を保存していない場合、金地金に係る仕入税額控除が認められなくなりました。

**Q 保存が必要とされる本人確認の書類にはどのようなものがありますか？**

A 課税仕入の対象となる相手方が個人の場合、氏名及び住所の記載があるものとして、一般的には①マイナンバーカード（個人番号カード）の表面の写し、②個人番号の記載されていない住民票の写し、③運転免許証などがあります。

その際には、個人番号が記載されている書類（マイナンバーカードの裏面の写しなど）を保存することはできませんのでご注意ください。

また、相手方が法人の場合、名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものとして、登記事項証明書、印鑑証明書等の写しなどがあります。

**Q この改正はいつから適用されているのでしょうか？**

A 密輸品と知りながら行った課税仕入れの仕入税額控除の制限については平成31年４月１日以降、また、「本人確認書類の写し」の保存は令和元年10月１日以降に行う課税仕入から適用されています。





新型コロナウイルスに対する支援施策についてはＰ５へ

# PRIDE of the SPECIALIST ～公平な世の中を創る、志～

**適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。**

## 2020年度 税務職員募集

**税務職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。**

▶ **受験資格**
1. 令和２年４月１日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して３年を経過していない者及び令和３年３月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
2. 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者

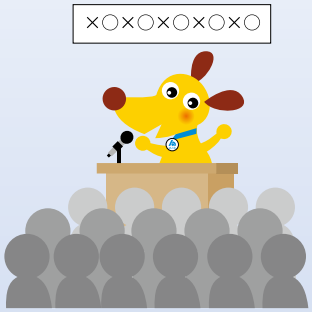


▶ **申込手続**
インターネット申込み
人事院ホームページ上の申込専用アドレスをご利用ください。
http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html

▶ **受付期間**
令和２年６月22日(月)～7月1日(水)［受信有効］

▶ **試験日**
**第１次試験**／令和２年９月６日（日）
**第２次試験**／令和２年10月14日（水）～ 23日（金）のうち指定された日

## 2020年度 国税庁経験者（国税調査官級）募集

**人事院では、30歳以上の社会人経験者を対象とした「国税庁経験者採用試験（国税調査官級）を実施しています。**
**なお、採用後は、税務大学校において約３か月の研修後、各国税局（国税事務所）が管轄する税務署に配属され、国税調査官又は国税徴収官に任用されます。**

▶ **試験概要**
2020年度の試験概要については、令和２年７月頃に官報公告及び国税庁ホームページへ掲載となる予定です。

**【参考：平成31年度の実施状況】**

▶ **最終合格者数**　227名

▶ **受験資格**
平成31年４月１日において、大学等（短期大学を除く。）を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して８年を経過した者

▶ **試験日程**
1. 受験申込受付期間／８月中旬　2. 試験実施期間／９月から12月まで
3. 最終合格発表／ 12月下旬

（注）詳細については、お気軽に東京国税局人事第二課試験係（**電話** (03)3542-2111／**内線** 2162）までお尋ねください。

## 新宿都税事務所からのお知らせ

# 特別法人事業税の創設及び税率改正後「初年度」の予定申告について

特別法人事業税が創設され、法人事業税・都民税法人税割の税率が改正されたことに伴い、
**令和元年 10 月 1 日以後に開始する最初の事業年度に係る予定申告**に限り、
以下の経過措置が設けられています。

**経過措置** 令和元年 10 年 1 日以後開始する最初の事業年度の
法人事業税・特別法人事業税・都民税法人税割の予定申告税額の計算方法

**法人事業税**

前事業年度の法人事業税額（割ごとの額） ÷ 前事業年度の月数 × 6.3

**特別法人事業税**

前事業年度の法人事業税額（合計額） ÷ 前事業年度の月数 × 2.3

**都民税法人税割**

前事業年度の都民税法人税割額 × 1.9 ÷ 前事業年度の月数

様式は初年度の経過措置に対応していないので、ご注意ください！

※法人事業税・特別法人事業税・都民税法人税割の詳細については、主税局ホームページをご覧ください。

**【お問い合わせ先】** 所管都税事務所の法人事業税班

## 令和2年4月より、AI チャットボットによる都税お問い合わせサービスを開始しました

**利用方法**

1. 主税局ホームページにアクセス

東京都主税局 検索

2. ホームページ右下のバナーを選択

**特 長**

- 24時間365日、パソコンやスマートフォンから利用可能です。
- チャット（会話）形式で誰でも簡単にお問い合わせができます。
- 都税に関する一般的なお問い合わせにお答えします。

**【お問い合わせ先】**
主税局総務部総務課相談広報班
☎ 03-5388-2925

東京都新宿都税事務所（相談広報担当）
新宿区西新宿7－5－8（03-3369-7151）

主税局公式 Twitter は、こちらからどうぞ！



eLTAX を利用しよう！（https://www.eltax.lta.go.jp/）

## 第８回 通常総会延期のお知らせ

令和2年6月9日（火）開催予定の第８回通常総会は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い令和2年6月30日（火）に延期となりました。
また、感染リスクを抑えるため残念ながら賛助会員の方もご参加いただける交流会は中止とし、総会（正会員対象）のみ時間を短縮して開催いたします。
何卒、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

## 今後の法人会イベント

**5月**

5月の法人会イベント（研修会・セミナー）は、全て中止となりました。

**6月**

| | 時　間 | 名称：内容 | 会　場 |
|---|---|---|---|
| 16日（火） | 13:30～16:55 | **決算法人説明会**　講師：松野 亮 税理士、新宿税務署担当官 | 法人会館３階 |
| 24日（水） | 13:30～16:30 | **新設法人説明会**　講師：新宿税務署担当官 | 〃 |
| 22日（月）～25日（木） | 9:30～11:00 | **生活習慣病健康診断** | 諏訪神社会館 |
| | 14:00～15:00 | **一般定期健康診断** | 〃 |
| 30日（火） | 11:00～11:20 | **第８回通常総会** | ハイアットリージェンシー東京 B1F |

※６月のイベントも新型コロナウイルス感染症拡大のため中止・延期する場合がございます。
※５・６月に予定していた「はじめての簿記」と「はじめての経理実務」は、時期を調整して開催予定です。

## BOOK REVIEW

### 紀伊國屋書店 ブックソムリエが選ぶ おすすめ本

**山のクジラを獲りたくて**
出版社：山と渓谷社
著者：武重 謙

サブタイトルの「単独忍び猟記」という言葉が内容にぴったり来る。
山のくじら＝山鯨はイノシシを指す言葉。獣肉が禁忌とされた時代の符丁。
著者のブログから約2年間の単独狩猟の様子をまとめたものだが、山の様子、感覚、動物の行動までが詳細に書かれている。表現するのが難しいと思うような狩猟模様の描写が巧みに綴られており、全編を通して読み手が臨場感を味わえ、思わず山歩きがしたくなってくる。
後半の道具解説も説明が豊富。末尾の忍び猟の基礎知識は、枯葉の中で音を立てない様に鹿が歩く方法はそうだったのかと気づかされる。
読み応え十分。ぜひご一読ください。

**紀伊國屋書店 https://www.kinokuniya.co.jp/**

## 珈琲たいむ coffee time

5月に入ると我々百人同心の街では“つつじが咲き誇る頃”となり、街全体が華やいでまいります。
実は、このつつじの栽培は下級武士である鉄砲同心の大事な副業でもあるのです。
日頃の鉄砲修練と同様につつじの栽培は数少ない内職のひとつなのです。今年は鉄砲出陣式がないので、このつつじの栽培には力が入るのです。どうぞ皆様、お近くにお越しの際には是非、皆中神社等々にもお立ち寄りくださり、綺麗なつつじをご堪能ください!!
さて、この原稿を書いているのは、９年目の東日本大震災の日で全国的に復興への誓いと祈りの日であり、今日のテレビでは国会の衆議院で「緊急事態宣言」が可決されたというニュースが流れています。
新型コロナウイルス関連のニュースで毎日が慌ただしく、全く不安と先行きの見えない日々ですが、そんな時でも桜の花も咲き、人びとの気持ちをきっと和ませくれる事でしょう。この珈琲たいむが読まれる5月の初旬には新型コロナウイルスの感染が収束している事を心から願って筆を置く事と致します。

（百人同心）

### 3月号においての訂正とお詫び

３月号において、表記の間違いがありました。
- P.3「小学６年生の税に関する標語」佳作６編の江下陽子さんの小学校名に誤りがありました。正しくは、落合第二小学校です。
- P.17「BOOK REVIEW おすすめ本」の書店名に誤りがありました。
  誤：紀伊国屋書店　正：紀伊國屋書店

以上２か所について、訂正とお詫びを申し上げます。

SHINJUKU 2020 5 第207号
2020年５月１日発行
〔発行所〕公益社団法人 新宿法人会
東京都新宿区北新宿1-19-19
TEL 03-3371-3821（代）
FAX 03-3371-3834
http://shinjuku-hojinkai.or.jp
〔発行人〕会長 髙野 吉太郎
〔編　集〕広報委員長 稲葉 和久
〔デザイン・印刷〕有限会社 J-ART

摘みたての味と香りを
茶園・工場より
そのままお届けします。

お茶の心を伝える
愛国製茶

本　社　〒169-0051　東京都新宿区西早稲田3-7-9
TEL 03-3207-1611（代表）　FAX 03-3207-1610
工　場　〒418-0021　静岡県富士宮市杉田字中村398
TEL 0544-23-6261（代表）　FAX 0544-23-1775


## （公社）新宿法人会恒例の 1日人間ドック形式による 生活習慣病健診

ぜひこの機会に経営者の皆様始め、従業員、ご家族の健康をお確かめください。

### 2020年度 健診日程

| 健診日 | 曜日 | 会場 |
|---|---|---|
| 6/22 | 月 | 諏訪神社社務所<br>新宿区高田馬場<br>1－12－6 |
| 6/23 | 火 | |
| 6/24 | 水 | |
| 6/25 | 木 | |

※オプション検査「アミノインデックス」
「Lox-index」
「頸動脈超音波検査」
「女性健診」（乳房、子宮、卵巣）
NEW「MAST48mix」
「ABC 検診」
「CYFRA」
「前立腺腫瘍マーカー検査」

★申し込み方法
4～5月頃、封書にて会員の皆様へ
ご案内を送付させて頂きます。

※料金はすべて税込

**総合コース**　会員特別料金 38,300円（一般54,100円）
Aコースに腫瘍マーカー（CEA・AFP・CA19－9）検査＋超音波腹部5臓器（胆・肝・膵・腎・脾）検査の他B型肝炎検査＋C型肝炎検査が追加されます。

**Aコース**　会員特別料金 22,500円（一般28,700円）
視力検査・聴力検査・呼吸器系・循環器系・消化器系・腎機能検査・肝機能検査・膵機能検査・糖尿病検査・高脂血症・高尿酸血症・血液検査・便潜血大腸ガン検査・眼底検査・眼圧検査・診察等

**Sコース**　会員特別料金 17,700円（一般22,500円）
Aコースの消化器系（胃部X線・大腸ガン）はいたしません。希望される方は、A又は総合コースでお申込ください。
●総合コースに限り、喀痰（肺ガン）検査を専用容器代のみで実施 500円

一般財団法人 全日本労働福祉協会
〒143-0016 東京都大田区大森北1－18－18　3階
電　話　（０３）５７６７－１７１４

さぁ！ネットで申告
e-Tax
国税庁 e-Tax キャラクター イータ君

申告時に提出する「法人事業概況説明書」に
『新宿法人会 会員』と記入しよう ♪

新宿法人会は e-Tax を推進しています



SHINJUKU しんじゅく vol.207 2020年 5月号
公益社団法人 新宿法人会
〒169-0074 東京都新宿区北新宿 1-19-19
TEL 03-3371-3821（代）